

備考	五	四	三	
	イ　　旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有すること。	イ　　修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。	イ　　旧大学令(大正九年勅令第二百号)による学位を有すること。	い　　いう。)のうち修業年限四年以上の学校を卒業したこと。
	口　　修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。	口　　修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。	口　　旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有すること。	かわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。
	高　　許状　免一論校等	高　　許状　免一論校等	中　　状免二論校中	かわらず、旧国立工業教員養成所の設置等に關する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。
	一	五	一〇	一〇
	一〇	一〇	一〇	一〇

許状の種類	受けようとする免 格所要資	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
		第二欄				
し職助職教任習げ欄てに含等校支び課の育(中等)ちしを基礎すに第 て員け務論すをるに第おむ部の援特程後學等、た取資る規 良とるをのる担実掲一いーを高学別及期校教校高の得格基定欄	格基礎資					
す得修ていおに学大ちのたし得取を格資基礎する定規に欄二第 欄四第						

実際に第お学等口 業係実掲一い校專 に習げ欄てに門高	るると等れ臣科はこ有学学短攻科す業係実掲一い学 イ 有資認以とが学文とす位士期しをるに習げ欄てに こと。す格め上同こ大部又るを的大、專学関実にるに第お大	高 等 学 校 に お い て	高 等 学 校 に お い て	高 等 学 校 に お い て	高 等 学 校 に お い て	
三			三		職最とをるをの責務旨務績好 年数	好
○一			○一		数位単低最るすと要必をとこ	成

るに第ニ 実関実掲一以 地す習げ欄上九	こ有資認以とが学文とすをるに習げ欄てに含課の育(中等)ハ と。す格め上同こ大部又る卒修学関実にるに第おむ。程後學等 るをると等れ臣科はこ業め科す業係実掲一いーを期校教校高	るをの準定一百育学校 有称学め条二法教 と。す号士るに十第教
三		六
○一		○一

備考

の経験を有すること。

一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）又は同一条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

三 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定めた年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

四 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学

校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、この項中「九年以上」とあらわるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

前項の表二の項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該一種免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による國立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」といふ。）の規定にかかると、指導致諭、教諭又は講師となることができる。

教諭養成所」という。）を卒業した者に対して授与することができる。

別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に對して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めることによる。

第三項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

12 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立幼稚園の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十八条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

14 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどったことのある者に限る。）で養護をして勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるものの教授を担任する教諭又は講師の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるものの教授を担任する教諭又は講師となることができる。

15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭）となることができる。

16 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭）となることができる。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に對して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めることによる。

第三項の規定に依り第五条第四項の規定に依る士の免許を受けることは、第五条第三項の規定により栄養に就する士の免許を受けること。

18 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

二 この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（二年未満の期間を含む。）があるとき、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「一〇」とあり、及び「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。

児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期

第一欄 類 許 状 の 種	第一欄 格 資 要 所	第二欄 基 礎 資 格	第三欄 第二欄 に 規 定 す る 基 礎 資 格	第四欄 第二欄 に 規 定 す る 基 礎 資 格	第五欄 第三欄 に 規 定 す る 基 礎 資 格
第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）	第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）	第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）	第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）	第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）	第一種 免許 状 の 持 有 者 一 人 に 一 つ 付 け て 使 用 す る 者 （昭和二十 二年法律 第 二 百 四 号）
三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考	
一 別表第一備考第一号及び第一号の二並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。	二 この表の規定により栄養教諭の免許状を受けようとする者が、この法律の規定により教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（二年未満の期間を含む。）があるとき、当該在職年数を満たすものとみなし、第四欄中「一〇」とあり、及び「八」とあるのは、「二」と読み替えるものとする。
三	八

大学生の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対しても、教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定ごとも園法一部改正法の施行の日から起算して十五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務證明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。

19 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

附 則（昭和二四年一月三〇日法律第

二二六号）

この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二十五年五月一三日法律第一九九号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月三〇日法律第九二号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月三〇日法律第九一三号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二八年七月三〇日法律第九一三号）

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三日法律第一五八号）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育

職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百五十九号）による改正前の施行法（以下「旧施行法」という。）の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは幼稚園の教諭の仮免許状を有するものとみなされている者又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員については昭和三十五年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十八年三月三十一日まで、高等学校若しくは幼稚園の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改訂後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の規定にかかわらず、それぞれ当該仮免許状に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者及び同日までに、文部省令で定めるところにより、旧法第六条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格（同条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にある者）は、昭和三十八年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

4 この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する高等学校教諭の備考第一号の二並びに同条別表第三中 在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

第一欄 所要資格の種類	受けようとする	第一欄 所要資格	第二欄 基礎資格		第三欄 第二欄 基礎資格		第四欄 第二欄 基礎資格	
			第二欄 基礎資格	第三欄 第二欄 基礎資格	第四欄 第二欄 基礎資格	第五欄 第二欄 基礎資格		
高等学校教諭二級普通免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状							
第二項又は前項又は高等学	第二項又は第三項の規定に	第二項又は第三項の規定に						
五	三年数	三年数	有する最	有する最	有する最	有する最	有する最	有する最
四五	一五	一五	必要とす	必要とす	必要とす	必要とす	必要とす	必要とす

中学校又は高等	中学校において職	中学校における第三項又は第三項の規定に	中学校における第三項又は第三項の規定に	中学校における第三項又は第三項の規定に
学校における第三項又は第三項の規定に	学校における第三項又は第三項の規定に	学校における第三項又は第三項の規定に	学校における第三項又は第三項の規定に	学校における第三項又は第三項の規定に
第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に
第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に	第二項又は第三項又は第三項の規定に
三	三	三	三	三
一〇	六	一〇	一〇	一〇

備考
二の表より、
一言之交、
鶴之交又は巣鷺之交

一 この表により、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第六項の規定を、前二項の規定に該当する者については、第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。

二 新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

三 新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年以上の専門諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び專攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

六 前三項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを

〔通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年〕と読み替えるものとする。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員（養護教諭において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。）

八 この法律の施行の際、現に高等学校の助教諭の職にある者又は高等学校助教諭免許状を有する者で高等学校の講師の職にあるものは、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十二年三月三十一日までは、その職にあることができる。

九 高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五条第五項たゞし書の規定にかかわらず、同項たゞし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

一〇 新法第六条第二項別表第三又は同項別表第五により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法第五条第三項若しくは同法附則第四項又は前項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときには、新法第六条第二項別表第三の表の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「九〇」と、同法第六条第一項別表第五の表の高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状の項第二欄中「三年以上」とあるのを「六年以上」と読み替えるものとする。

一一 第三项に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五条別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五条第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

一二 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞ

11 れの学校の教諭の一種免許状又は一種免許状の授与を受けることができる。

新法第六条第二項別表第三により、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の二種免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

新法第六条第二項別表第三により、幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の幼稚園又は小学校的教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

新法第六条第二項別表第三により小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

第十一項から前項までの規定の適用を受ける者に対する新施行法第七条第二項の規定の適用

15 について、同項の表第六号下欄中「一二」とあるのを「一三」と読み替えるものとする。

新法第六条第三項別表第四により中学校教諭の一種免許状又は二種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭の臨時免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目十単位及び教職に関する科目三単位は既に修得したものとなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

16 新法第六条第三項別表第四により高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する科目十五単位及び教職に関する科目三単位は既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

17 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第七により特別支援学校の教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法別表第一又は別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新免許法別表第七の一種免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

18 新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同

第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習についての助教論の臨時免許状を有する者にそれぞれの一種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この一種免許状を授与された者にそれぞれの専修免許状を授与する場合についても同様とする。

附 則（昭和三六年五月一九日法律第八七号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月八日法律第一二二号）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四条第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第二号及び第四号の改正規定（中学校教諭免許状に係る教科の改正に関する部分に限る）。並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定（以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号。以下「施行法」という。）の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者は又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作的教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作的教科についての中学校の教

員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科についての中学校の教員の免許状とみなす。

3 この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する图画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する图画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けている者は、この法律の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けていたり旧法に規定する图画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十八号。以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する图画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるものとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する图画又は工作的教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き、新法第五条第一項本文の規定にかかるわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二種免許状を授与することができる。

中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているもののうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

後の同法又はこれに基づく命令の相当規定に基
づいて、当該都道府県の教育委員会に対してさ
れた手続とみなす。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置) 第六百五十一号) 第六条第五十六号の改正規定 昭和六十二年四月一日

より交付を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類ごとの同欄に掲げる免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応す

備考		中学校教諭及び高等学校教諭の免許状	小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	新免許状
許状	二級普通免	許状	一級普通免	二級普通免	二種免許状	新免許状
状	一種免許	状	專修免許	状	一種免許	新免許状

附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 第三条及び第四条の規定の施行前にこれらの規定による改正前の教育職員免許法若しくは教育職員免許法施行法又はこれらに基づく命令の規定により都道府県知事がした免許状の授与その他の処分又は通知その他の手続は、第三条及び第四条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、当該都道府県の教育委員会がした処分又は手続とみなす。

4 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の教育職員免許法又はこれに基づく命令の規定により都道府県知事に対応してされていの申請その他の手続は、同条の規定による改正

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第三百三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年一二月二六日法律第三百〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第七十条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九条の規定並びに附則第十条中厚生省設置法（昭和二十四年法律）

第七条 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の教育職員免許法第七条第一項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る处分又はその不作為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとする場合における第四条の規定の施行後にされた同項の規定による都道府県知事の証明書の発行に関する事務に係る处分又はその不作為についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。

(罰則)に関する経過措置

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六年二月八日法律第
一〇六号）
2 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。
この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）、第二条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（以下「旧施行法」という。）、第三条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律若しくは第四条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律の規定により授与され、又は旧施行法の規定に

4
5
四第一項の高等学校教諭の一種免許状（以下この項において「高等学校教諭免許状」という。）は、新法第十六条の項において「二種免許状」という。）とみなす。四第一項の高等学校教諭免許状を有する者は、この法律の施行の日において、一種免許状の授与を受けたものとみなす。

昭和六十五年四月一日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新法別表第一又は別表第二の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

第一項の規定による改正後の教育職員免許法施行法（以下「新施行法」という。）第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。以下この項において同じ。）の交付若しくは授与を受けることが

できる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院（大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程を含む。）に在学し、昭和六十八年三月三十一日までに修士の学位を得たもの（大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。）は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により

一種免許状の交付若しくは授与を受けることが

できる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第

四項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は

別表第二の規定により、それぞれの専修免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る同欄に定める単位数（別表第一の場合は、既に修得したものとみなす。

新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三

種免許状に係る同欄に定める単位数（別表第一の場合は、既に修得したものとみなす。

新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四項の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

この法律の施行の際現に教育職員である者に

ついての学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定によ

る改正後の教育職員免許法別表第一特別支援学

校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲

げることを要しない。

附則第二項の規定により新免許状の授与を受

けたものとみなされる者が、新法別表第三、別

表第五、別表第六又は別表第七（以下この項及

び次項において「新法別表」という。）の規定

により、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免

許状の授与を受けようとするときは、新法別表

の規定による最低在職年数若しくは勤務の年数

又は最低単位数の算定については、新免許状に

対応する旧免許状の授与又は交付を受けた後、

旧法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第

七（以下この項において「旧法別表」という。）

の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年

数をそれぞれ新法別表の第一欄に掲げる学校の

教員として在職した年数に通算し、及び、旧法

別表の規定により修得した単位数（高等学校教

校、中学校、高等学校教諭以外の教諭の二種免許状又は高等学校教

諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされ

る者に対する新法別表の規定の適用について

は、昭和六十九年三月三十一日までにこれらの

新免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る

所要資格につき旧法別表第三備考第八号から第十号

までの規定は、適用しない。

附則第二項の規定により中学校教諭の一種免

許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の專

修免許状若しくは一種免許状の授与を受けたも

のとみなされる者又は附則第三項の規定により

新法若しくは施行法の規定により授与され、

新法若しくは施行法の規定により授与された者

が、新法別表第四の規定により授与され、又は

新法別表第五の規定により授与され、又は

新法別表第六の規定により授与され、又は

新法別表第七の規定により授与され、又は

新法別表第八の規定により授与され、又は

新法別表第九の規定により授与され、又は

新法別表第十の規定により授与され、又は

新法別表第十一の規定により授与され、又は

新法別表第十二の規定により授与され、又は

新法別表第十三の規定により授与され、又は

新法別表第十四の規定により授与され、又は

新法別表第十五の規定により授与され、又は

新法別表第十六の規定により授与され、又は

新法別表第十七の規定により授与され、又は

新法別表第十八の規定により授与され、又は

新法別表第十九の規定により授与され、又は

新法別表第二十の規定により授与され、又は

新法別表第二十一の規定により授与され、又は

新法別表第二十二の規定により授与され、又は

新法別表第二十三の規定により授与され、又は

新法別表第二十四の規定により授与され、又は

新法別表第二十五の規定により授与され、又は

新法別表第二十六の規定により授与され、又は

新法別表第二十七の規定により授与され、又は

新法別表第二十八の規定により授与され、又は

新法別表第二十九の規定により授与され、又は

新法別表第三十の規定により授与され、又は

新法別表第三十一の規定により授与され、又は

新法別表第三十二の規定により授与され、又は

新法別表第三十三の規定により授与され、又は

新法別表第三十四の規定により授与され、又は

新法別表第三十五の規定により授与され、又は

新法別表第三十六の規定により授与され、又は

新法別表第三十七の規定により授与され、又は

新法別表第三十八の規定により授与され、又は

新法別表第三十九の規定により授与され、又は

新法別表第四十の規定により授与され、又は

新法別表第四十一の規定により授与され、又は

新法別表第四十二の規定により授与され、又は

新法別表第四十三の規定により授与され、又は

新法別表第四十四の規定により授与され、又は

新法別表第四十五の規定により授与され、又は

新法別表第四十六の規定により授与され、又は

新法別表第四十七の規定により授与され、又は

新法別表第四十八の規定により授与され、又は

新法別表第四十九の規定により授与され、又は

新法別表第五十の規定により授与され、又は

新法別表第五十一の規定により授与され、又は

新法別表第五十二の規定により授与され、又は

新法別表第五十三の規定により授与され、又は

新法別表第五十四の規定により授与され、又は

新法別表第五十五の規定により授与され、又は

新法別表第五十六の規定により授与され、又は

新法別表第五十七の規定により授与され、又は

新法別表第五十八の規定により授与され、又は

新法別表第五十九の規定により授与され、又は

新法別表第六十の規定により授与され、又は

新法別表第六十一の規定により授与され、又は

新法別表第六十二の規定により授与され、又は

新法別表第六十三の規定により授与され、又は

新法別表第六十四の規定により授与され、又は

新法別表第六十五の規定により授与され、又は

新法別表第六十六の規定により授与され、又は

新法別表第六十七の規定により授与され、又は

新法別表第六十八の規定により授与され、又は

新法別表第六十九の規定により授与され、又は

新法別表第七十の規定により授与され、又は

新法別表第七十一の規定により授与され、又は

新法別表第七十二の規定により授与され、又は

新法別表第七十三の規定により授与され、又は

新法別表第七十四の規定により授与され、又は

新法別表第七十五の規定により授与され、又は

新法別表第七十六の規定により授与され、又は

新法別表第七十七の規定により授与され、又は

新法別表第七十八の規定により授与され、又は

新法別表第七十九の規定により授与され、又は

新法別表第八十の規定により授与され、又は

新法別表第八十一の規定により授与され、又は

新法別表第八十二の規定により授与され、又は

新法別表第八十三の規定により授与され、又は

新法別表第八十四の規定により授与され、又は

新法別表第八十五の規定により授与され、又は

新法別表第八十六の規定により授与され、又は

新法別表第八十七の規定により授与され、又は

新法別表第八十八の規定により授与され、又は

新法別表第八十九の規定により授与され、又は

新法別表第九十の規定により授与され、又は

新法別表第九十一の規定により授与され、又は

新法別表第九十二の規定により授与され、又は

新法別表第九十三の規定により授与され、又は

新法別表第九十四の規定により授与され、又は

新法別表第九十五の規定により授与され、又は

新法別表第九十六の規定により授与され、又は

新法別表第九十七の規定により授与され、又は

新法別表第九十八の規定により授与され、又は

新法別表第九十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百の規定により授与され、又は

新法別表第二百一の規定により授与され、又は

新法別表第二百二の規定により授与され、又は

新法別表第二百三の規定により授与され、又は

新法別表第二百四の規定により授与され、又は

新法別表第二百五の規定により授与され、又は

新法別表第二百六の規定により授与され、又は

新法別表第二百七の規定により授与され、又は

新法別表第二百八の規定により授与され、又は

新法別表第二百九の規定により授与され、又は

新法別表第二百十の規定により授与され、又は

新法別表第二百十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百二十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百三十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百四十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百五十九の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十一の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十二の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十三の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十四の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十五の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十六の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十七の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十八の規定により授与され、又は

新法別表第二百六十九の規定により授与され、又は

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年一二月八日法律第一)

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 年三月三十一日までの間、新法別表第三、別表第六又は別表第七の規定によりこれらの中の第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの中の表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

十四 四十二条 第一千三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 年三月三十一日までの間、新法別表第三、別表第六又は別表第七の規定によりこれらの中の第一欄に掲げる専修免許状の授与を受けようとする者が、この法律の施行の時において、当該専修免許状を受けようとする場合に有することを必要とするそれぞれの一種免許状に係るこれらの中の表の第三欄に定める最低在職年数を満たしている者である場合について、なおその効力を有する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第一中教育職員免許法第十七条の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者であつて、平成十五年三月三十一日までの間ににおいて文部科学省令で定める情報を有する。

の教科に関する講習を修了したものには、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第五条第一項本文の規定にかわらず、新法に規定する高等学校教諭の情報の教科についての一種免許状を授与することができる。

一 第一条 の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)の規定により、前号に掲げる数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科又は教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの(文部科学省令で定めるものに限る。)について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

状の授与を受けている者

の授与を受けている者

の教科について高等学校教諭の普通免許状の交付又は授与を受けている者

り施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この手続その他の行為であつて、改訂後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

第四十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の四次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定(別表第三備考第八号の改正規定を除く。)並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第五条第一項第六号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有效期間については、新法第九条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十二条ただし書により解雇された者については、なお従前の例による。

第五条 新法第十一条第二項の規定は、施行日以後に同号に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同号に規定する事由により免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第六条 新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状が失効した者について適用する事由により解雇された者については、なお従前の例による。

第七条 新法第十一条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行つた場合について適用する事由により免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に旧法第十二条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十二条第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十二条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十七条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 この法律(附則第一項ただし書)に規定する改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならぬ（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものと同様のものとする）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の要所資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校的教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別

表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。

免許状の種類	別表第二（第五条関係）	
	第一欄	第二欄
格	所要資	基礎資格

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大學の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目的単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

<p>備考</p> <p>一 第二欄の「短期大学士の学位を有する」と又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。</p> <p>四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し</p>	<p>口 保健師法 第七条第一項 の規定により 保健師の免許 を受けている こと。</p> <p>ハ 保健師助 産師看護師法 第五十一条第 一項の規定に 該当すること 又は同条第三 項の規定によ り免許を受け ていること。</p>
---	---

		論 理 栄 養 教		免許状の種類	第一欄
許 状	二種 免	許 状	専修 免		
学位を有すること及び栄養士のことと。	短期大学士の規定により栄養士の免許を受けていること。	学士の学位を有すること、かつ、栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了した。	修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	第二欄 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び職に関する科目の最低単位数
一四			二二一	四六	別表第二の二（第五条関係）の課程において修得するものとする。

種類 受けようとする免許状の種類	資格 所要	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	備考
						一項の規定により栄養士の免許を受けていること。
種類 許可してに第教員の助教の免じい欄。	有することを必要とする第欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
種類 許可してに第教員の助教の免じい欄。	有することを必要とする第欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる。	二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

論校小 教学				論園幼 教稚				
状免二 許種	状免一 許種	状免專 許修	状免二 許種	状免一 許種	状免專 許修			
許臨 状 免	許特 別 免	許二 種 免	許特 別 免	許臨 状 免	許二 種 免	許一 種 免		
六	三	五	三	三	六	五	三	低在職年数
四五	二六	四五	四一	一五	四五	四五	一五	

	中学校教諭		高等学校教諭		高等学校教諭		中学校教諭	
備考	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許
一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする(別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする)。	五	三	三	六	五	三	二五	一五
二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁と、私立学校の教員についてはその私立学校を設置する学校法人等の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする)。	四五	二五	一五	四五	四五	四五	四五	四五
三 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。別表第五の第三欄並びに別表第六の第三欄並びに別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする)。	二四	四八	一三	二八	五一	二八	二四	二四

二 及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする)。

六 第四欄の単位数(第四号に規定するものを含む)は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる(別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする)。

七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者(小学校教諭の特別免許状を有する者)での規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く)について、第三欄に定めた単位数(第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする)を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる(別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする)。

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したものの(幼稚園及び保育園認定こども園の教員を除く)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という)の指定を行う。

九 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

十 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過するものとする。

十一 文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする(別表第四から別表第八までの場合においても同様とする)。

備考	中学校教諭		高等学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許
一 学力の検定は、第三欄によるものとする。	一	二	一	二	一	二	一	二
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において修得するものとする(別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする)。	二四	四八	一三	二八	五一	二八	二四	二四
三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものとの	第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄

備考	中学校教諭		高等学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許	状免許	二種免許
一 学力の検定は、第三欄によるものとする。	一	二	一	二	一	二	一	二
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において修得するものとする。	二四	四八	一三	二八	五一	二八	二四	二四
三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものとの	第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄

中学校において職業実習をする教諭		中学校に
状免二 許種	状免一 許種	状免專 許修
口　大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ　大学において職業実習に関する学科を専攻して、一年以上の学科に關する実地の経験を有し、技术優秀と認められること。	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上中学校（義務別支援学校の中学校部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。
		一五

別表第六（第六条関係）		備考			
第一欄 免許状の種類	所要 資格	第二欄 受けようとする	第三欄 有する	第四欄 こととを必要とする養護教諭又は養護教諭の免	第五欄 第一の二 第二欄の「学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）又は文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格として認めたものを含むものとする。
つ養かさは	取許状を	に定め	各免	第二欄 に定め	第一の二 第二欄の「学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）又は文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格として認めたものを含むものとする。
は文学部又	取得状を	各免	免	第三欄 に定め	第一の二 第二欄の「学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）又は文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格として認めたものを含むものとする。
第一欄 免許状の種類	所要 資格	第二欄 受けようとする	第三欄 有する	第四欄 こととを必要とする養護教諭又は養護教諭の免	第五欄 第一の二 第二欄の「学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対する授与されるものに限る。）又は文部科学大臣が学士の学位と同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

備考	教養護					種類の許状			
	二種免	一種免	許状	専修免					
許臨時免	許状	二種免	許状	一種免	六	三	三	職年数	最とをるをの責務旨務績好し教養諭幹教論、有証任証のしでなて論護護論、在る要とす明者明実た勤成良と助は教
一 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第二の二種免許状の項目の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第三欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。 二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。 三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含るものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部科学省令で定め	三〇	一〇	一五	位最とをるをの修お機論養護定す必位數低す必とすに成教					

る者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。

判表第六の二（第六条関係）

の種類
根の教員
（二重免
放員）（二重
免
放員）
文部省根の
免

第一相 第二相 第三相

の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。
二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。